

宮崎市国民健康保険税条例の一部改正について（令和 2 年 12 月議会）

1 改正理由

「働き方改革」を後押しする観点から平成 30 年度税制改正が行われ、令和 3 年度以後の課税分より適用されることとなっているが、国民健康保険税の軽減措置の際、一定の給与所得者等が 2 人以上いる世帯については、当人の担税力に変化がない場合でも、保険税軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、地方税法施行令が改正されたため。（令和 2 年 9 月 4 日公布、令和 3 年 1 月 1 日施行）

＜平成 30 年度税制改正内容で令和 3 年度から適用される部分＞

- ① 基礎控除額の 10 万円引き上げ（33 万円→43 万円）⇒（減税）
- ② 給与所得控除額及び公的年金控除額の 10 万円引き下げ⇒（増税）



＜税制改正の目的・効果＞

- ・ 自営業者やフリーランスの方など ⇒①のみ 減税
- ・ 給与・年金所得者 ⇒①+② 増減税なし

※令和 3 年度から適用するための条例改正が必要

2 改正内容

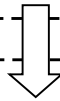
国民健康保険税の軽減措置の判定基準額を以下のように改定する。

【現 行 : 令和 2 年度】

7 割軽減基準額＝基礎控除額（**33 万円**）

5 割軽減基準額＝基礎控除額（**33 万円**）＋28.5 万円×被保険者数

2 割軽減基準額＝基礎控除額（**33 万円**）＋52 万円×被保険者数



【改正後 : 令和 3 年度以降】

7 割軽減基準額＝基礎控除額（**43 万円**）

＋10 万円×（給与所得者等の数 ※ - 1）

5 割軽減基準額＝基礎控除額（**43 万円**）＋28.5 万円×被保険者数

＋10 万円×（給与所得者等の数 ※ - 1）

2 割軽減基準額＝基礎控除額（**43 万円**）＋52 万円×被保険者数

＋10 万円×（給与所得者等の数 ※ - 1）

※ 一定の給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計数

3 施行期日 令和 3 年 1 月 1 日